

2020年2月27日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区九段南三丁目8番11号
さくら総合リート投資法人
代表者名 執行役員 杉原 亨
(コード番号 3473)

資産運用会社名
さくら不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 守邦 ロバート 昭二
問合せ先 財務企画部長 小引 真弓
TEL: 03-6272-6608

投資主総会決議取消訴訟の判決等に関するお知らせ

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）を被告として提起されていた投資主総会決議取消訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）及び投資主総会決議取消請求権を被保全権利とする執行役員の職務執行停止・職務代行者選任に関する仮処分命令の申立て（以下「本件申立て」といいます。）について、本日、東京地方裁判所より下記のとおり判決の言い渡し及び決定がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟等の経緯

本件訴訟は、本投資法人の投資主であるライオンパートナーズ合同会社が、2019年6月28日付の関東財務局長の招集許可決定に基づき招集した、本投資法人の臨時投資主総会（2019年8月30日午前10時開始）の決議について、本投資法人の投資主であるGalaxy JREIT Pty Ltd（ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド）が、投資主総会の招集の方法及び決議の方法に法令違反又は著しい不公正が認められる等と主張し、当該投資主総会において承認可決された第2号議案乃至第4号議案の決議取消しを求め提起したものです。また、本件申立ては、上記投資主により、かかる投資主総会決議取消請求権を被保全権利として、執行役員の職務執行停止・職務代行者選任を求めて申し立てられたものです。

2. 判決等の内容

本件訴訟の判決は、原告（ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド）の請求を棄却するとの内容でした。また、本件申立てについては、保全の必要性が認められないとして、いずれも却下する旨の決定がなされました。

3. 訴訟等を提起した当事者

- (1) 名称 : ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド
- (2) 所在地 : オーストラリア、ニューサウス・ウェールズ州、
シドニーライムストリート154階
- (3) 代表者の役職・氏名 : 代表社員 ニール・アールジェイ・ウェレット

4. 判決等のあった年月日及び裁判所

- (1) 判決等の日 : 2020年2月27日
- (2) 裁判所名 : 東京地方裁判所

5. 今後の見通し

本件訴訟及び本件申立てについては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えています。なお、現時点において、本件訴訟の判決による本投資法人の業績への影響はありません。

本投資法人は、スターアジア不動産投資法人との合併に関する協議を進めてまいります。今後、適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以上